

2019



会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について  
(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成17年6月30日

会社名 青山商事株式会社  
(コード番号8219 東証第-部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 適時開示の担当部署

当社は、会社情報の適時開示担当部署を総合企画部としております。

取締役兼常務執行役員企画管理本部長兼総合企画部長が情報取扱責任者となり、会社情報の集約・管理をしております。

また、情報開示に当たりましては、総合企画部、広報室、経理部など各部門との情報の共有化を図るとともに、会社情報の管理及び内容確認を含めた社内統制組織を構築しております。

2. 会社情報の適時開示に係わる社内体制

当社の会社情報の適時開示プロセスと内部統制につきましては以下のとおりであります。

- ① 当該情報が東京証券取引所の「適時開示規則」に該当する内容であるかどうかを総合企画部において確認します。  
発生事実の場合、状況に応じて監査法人並びに弁護士による監査及びアドバイスを受け、情報取扱責任者の判断で、速やかに情報開示を行い、その後、取締役会に報告いたします。  
決定事実・決算情報については②で検討いたします。  
情報取扱責任者は、当該情報がインサイダー取引規制の対象またはその可能性があるかと判断した場合は、当該事項を開示するまで、当社株式の売買について規制を指示します。  
総合企画部は、当該期間中に規制の対象者が「株式売買承認申請書」を提出してきた場合は当分の間白粛するよう要請します。
- ② 「適時開示規則」に該当する場合は原則として、毎週開催される取締役会において適時開示を承認します。  
その際、必要に応じて、監査法人並びに弁護士による監査及びアドバイスを受けております。  
決定事実・決算情報の場合、取締役会での承認を経て、速やかに情報開示を行います。
- ③ 総合企画部で証券取引所への電子的開示後、兜倶楽部（東証記者クラブ）への適時開示を行うこととしております。  
兜倶楽部への資料配布は東京本部の広報室が担当しております。
- ④ インターネット上の当社のホームページに当該情報を掲載します。

以上

適時開示の流れは次のとおりであります。

